

1. 校長および防火管理者は、毎週1回以上定例日を設け、火気使用施設を「検査上の着眼点」にもとづいて個々に点検し、結果を「火気使用施設点検簿」（仮称）に記入すること。
2. 点検の検査、改善を要するか所が発見された場合は、火気使用をただちに中止し、完全に修理または整備すること。
3. 火気施設使用者は、火気施設使用前後に「検査上の着眼点」にもとづいて点検し、改善を要するか所を発見した場合は、火気使用をただちに中止し、校長および防火管理者に申し出ること。

## 2 学校防火診断の実施

### (1) 防火診断実施のねらい

各学校ごとに防火に関する自己診断を行ない、防火体制その他について診断評価し、問題点の発見につとめるとともに、これが対策を講ずることによって、平常の防火管理を強化し、学校火災の発生を未然に防止するため、昨年に引き続き県下小・中・高校に対し学校防火診断を実施した。

### (2) 本年度実施した防火診断の特色

- ① 定期診断の実施月日を、各市町村教育委員会ごとに一定した。
- ② 消防署、または相当機関の専門家や電気配線の専門家等を加え、科学的な防火診断を行なうようにつとめた。

### (2) 設置期間

校種	学校数	設置校数	設置期間						
			年間	12月～4月	12月～3月	12月～2月	12月～1月	12月～3月	1月～3月
小	578	338	11	31	273	10	1	6	6
中	308	169	9	17	131	4		5	3
計	886	507	20	48	404	14	1	11	9

### (3) 給与額調

校種	設置校 学校数	給							
		100～	200～	300～	400～	500～	600～	700～	800～
小	338/578	18	7	11	46	110	71	35	3
中	169/308	9	6	2	24	45	40	16	5
計	507/886	27	13	13	70	155	111	51	8

校種	設置校 学校数	月給					年額			
		9,000～	10,000～	12,000～	14,000～	18,000～	15,000～	20,000～	30,000～	50,000～
小	338/578	2	2	2	3	7	2	6	3	10
中	169/308	1	1	2	6	5		2		5
計	507/886	3	3	4	9	12	2	8	3	15

- ③ 改善を要するか所については、市町村の予算措置がない場合であっても、創意くふうして、ただちに完全に修理、または整備するようにつとめた。

## 3 学校警備員の配置

- A 県立学校 木造校舎に完全設置されている。
- B 市町村立学校

### (1) 警備員の設置ならびに経費負担の状況

(42.5.1現在)

校種	学校数 (本校)	設置状況			経費負担		
		A	B	C	A	B	C
小	578	285	338	53	322	14	2
中	308	165	169	4	152	14	3
計	886	450	507	57	474	28	5

### 備考

〔設置状況〕

- A 昭和41年度の設置校数
- B 昭和42年度の設置校数
- C 両年度の比較増減

〔経費負担〕

- A 全額公費（市町村負担）
- B 公費とPTA費
- C その他